

第4号協議案

令和元年度分の都と特別区及び特別区相互間の
財政調整の特例に関する条例（案）について

上記協議案を提出する。

令和2年1月28日

都区協議会会長
小池 百合子

（説 明）

地方自治法第282条の2第2項の規定に基づき、令和元年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例について協議する必要があるので、この案を提出する。

令和元年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例（案）について

一 制定の目的

令和元年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整について、交付金の総額の増加に対応するため、単位費用に特例を設ける。

二 制定の内容

単位費用の一部を改める。

第 号議案

令和元年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例

右の議案を提出する。

令和二年 月 日

提出者 東京都知事 小池百合子

令和元年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条

例

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十号）別表に定める単位費用は、令和元年度分に限り、同表一の部三の款1の項中「九、五四二円」とあるのは「九、九四三円」と、同表二の部七の款1の項中「一四一、六五九、八〇〇円」とあるのは「一六八、八七一、四五九円」と、同款2の項中「一五三、八六九、七一七円」とあるのは「一八二、六九一、七五六円」と、同款3の項中「四、七九四円」とあるのは「五、九七八円」と、「三、〇七六円」とあるのは「三、八二二円」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

令和元年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整について、再算定を行う必要がある。